

東電福島第一原発緊急作業従事者に対する長期健康管理の取り組み

厚生労働省 労働基準局安全衛生部

東電福島第一原発作業員の被ば〈線量管理の対応と現状

事故後、東電福島第一原発で働いた作業員は約3万1千人。緊急作業で250mSv超が6人、100mSv超が173人。ステップ2完了後も被ばく線量の高い作業があるため、被ばく線量の低減等について、引き続き厳しく指導する。

東電福島第一原発における作業員の被ばく状況

表1. 震災発生後からの全作業員の累積被ばく線量

表2. 平成25年度の作業員の累積被ばく線量

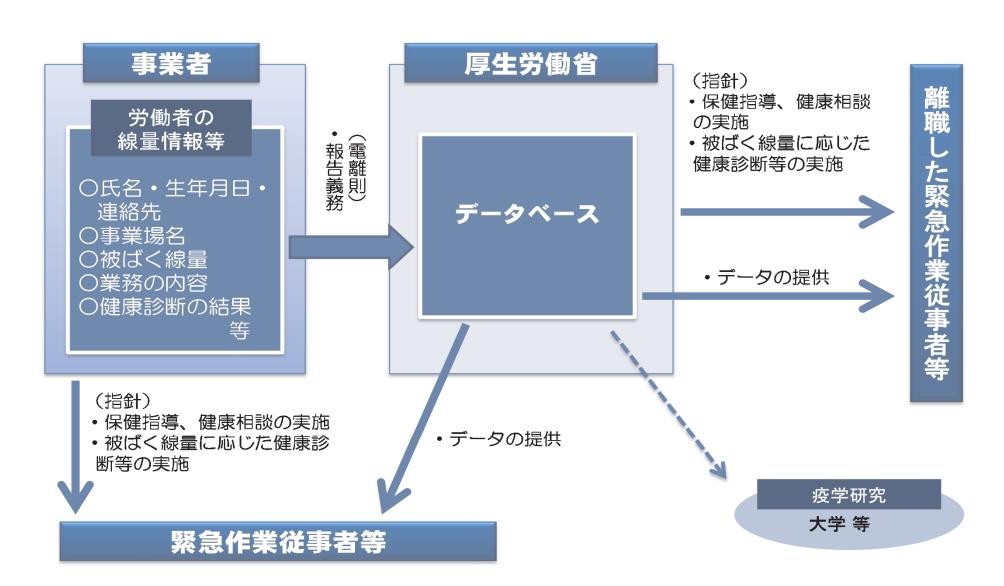
区分(mSv)	H23.3~H25.12月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
250超	6	0	6
200超~250	1	2	3
150超~200	24	2	26
100超~150	118	20	138
75超~100	255	112	367
50超~75	323	850	1,173
20超~50	607	4,197	4,804
10超~20	544	3,875	4,419
5超~10	431	3,687	4,118
1超~5	707	6,835	7,542
1以下	1,070	7,717	8,787
計	4,086	27,297	31,383
最大(mSv)	678.80	238.42	678.80
平均(mSv)	23.60	10.97	12.61

250mSv超 6人 100mSv超 173人 50mSv超 0人

区分(mSv)	H25.4~H25.12月累積線量			
	東電社員	協力会社	計	
100超	0	0	0	
75超~100	0	0	0	
50超~75	0	0	0	
20超~50	19	377	396	
10超~20	54	1,370	1,424	
5超~10	157	1,592	1,749	
1超~5	643	3,284	3,927	
1以下	735	4,104	4,839	
計	1,608	10,727	12,335	
最大(mSv)	34.70	39.70	39.70	
平均(mSv)	2.61	4.69	4.42	

- 注1 法定被ば〈限度は、通常時は50mSv/年かつ100mSv/5年、緊急作業(事故対応作業)時は100mSv
- 注2 平成23年3月14日に、東電福島第一原発の緊急作業中の被ば〈限度を100mSvから250mSvへ引き上げる特例省令を施行
- 注3 平成23年12月16日のステップ2の完了とともに250mSvの特例省令を廃止し、原則として通常時の被ば〈限度を適用(50mSv/年かつ 100mSv/5年)。(原子炉冷却等の作業従事者(東電社員のみ約500人)は、引き続き緊急作業時の被ば〈限度(100mSv)を適用)

長期的な健康管理の全体像



東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する取組

緊急作業従事者(約2万人)については、被ばく限度を一時的に250mSvに引き上げていたため、「指針」 (平成23年10月11日公表)に基づく、長期的な健康管理に取り組む。

1 データベースの整備

- ・個人識別情報(氏名、所属事業場、住所等)
- ・被ばく線量、作業内容
- ・健康診断結果等の情報
- ・健康相談、保健指導等の情報
- ・その他健康管理に必要な項目(生活習慣等)

提出 (データベース での管理)

厚生労働省

- ・データベースの運用・管理
- ・健康相談、健康診断等の事務
- ・データの照会業務

2 健康管理の実施事項

データベースの構築に併せて、被ばく線量に応じて健康診断等を実施する(1)。

具体的な健康診断等の実施事項

全ての緊急作業従事者に実施

- ・法令に基づく健康診断(一般健康診断[<u>98.1%</u>³]、電離放射線健康診断[<u>98.8%</u>³]等)を実施
- ・メンタルヘルスケアを含めた健康相談、保健指導を実施

50mSv(2)を超える緊急作業従事者に実施

・上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施 [<u>68.3%</u>]

100mSv(2)を超える緊急作業従事者に実施

- ・上記に加え、甲状腺の検査、がん検診(胃、肺、大腸)を実施[94.7% 3]
- 1 健康診断費用等は事業者負担。ただし、50mSvを超える者については、 転職した後に放射線業務についていない場合、 緊急作業時の企業 (中小企業のみ)に継続して雇用されているが、放射線業務に従事していない場合、 現に事業者に雇用されていない場合には国が費用負担
- 2 緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量
- 3 平成25年8月9日厚生労働省調べ

緊急作業従事者以外の者(平成23年12月16日以降に作業に従事した約1万1千人)について

- ・ 法令に基づく健康診断(一般健康診断、電離放射線健康診断等)を実施
- ・ 法令に基づく健康相談、保健指導を実施

申請に基づき 手帳を交付 (線量情報の記 載、健診受診の 際の証明) データベー ス登録証を 交付 (データ照会の 際の証明)